

## ●●●基準収入額適用要件について●●●

課税標準額が145万円以上のため3割負担となった方でも、※収入額によっては、以下の要件に該当する場合、**負担割合が2割**になります。(収入の申告をされていないなど、収入金額が確認できない場合は、申請が必要となります)

※ 収入額とは…給与だと、源泉徴収や社会保険料などを引かれる前の額。  
元手や必要経費を差し引く前の額をいいます。

### ■ 負担割合が2割になる要件

- 70歳以上の国保加入者が2人以上の世帯の場合 ⇒ 収入合計が520万円未満
- 70歳以上の国保加入者が1人の世帯の場合 ⇒ 収入合計が383万円未満

※ 上記に該当しない方でも、次の要件にすべて当てはまる場合は基準収入額適用の該当になります。

- ① 同じ世帯の中に国保から後期高齢者医療制度へ移られた方がいる世帯において、引き続き国保に加入する70～74歳の方が1人であること
- ② 同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移られた方も含めた収入金額が520万円未満であること